

令和2年2月4日提出

【資料1】

原案から案への修正箇所対照表

# 石狩市都市整備骨格方針 (原案⇒案 修正箇所)

※修正前・・11月に行った第3回都市計画審議会説明資料

修正前(※)		修正後
<p>語句の修正と住生活基本計画の計画期間の追記</p>		<p>「視野とした」を「視野に入れた」への変更及び住生活基本計画の計画期間は10年であることを明記</p>
<p>■1ページ</p> <div data-bbox="203 539 683 576"> <h3>石狩市都市整備骨格方針について</h3> </div> <p>「都市マスタープランをはじめとした、都市・緑・住宅整備に関する長期3計画の全面改定の機会を捉え、新たに、従来の土地利用に係る計画とは異なり、コンパクトな都市構造への転換を視野とした「立地適正化計画」を加えた4計画を同時策定することにより、統一性・整合性の図られた1本の計画と見立て、都市整備の方針となるシンプルで分かりやすい計画を目指します。</p> <p>本市では、本計画を「石狩市都市整備骨格方針」と称します。</p> <div data-bbox="264 691 817 798"> </div> <p>※1 旧「都市マスタープラン」 ※2 旧「水とみどりの基本計画」 ⇒今回の改正を機に名称変更</p> <p>＜ 策定の背景・目的 ＞</p> <p>本市は、昭和40年代の宅地分譲開始以降、人口が右肩上がりに増加するとともに、平成17年には厚田村・浜益村との合併により、行政区域が日市域の約6倍になるなど、これまでも増して豊富な地域資源と可能性を有する都市へと発展してまいりました。</p> <p>しかしながら、合併時に一気に人口が減少に転じ、今後その傾向が進むものと予測されておりますが、このような社会情勢の中にあっても、本市の歴史・文化や自然環境をはじめとした様々な魅力を活力に持続可能なまちづくりを推進していくため、今後の都市整備の指針となる本方針を策定することといたしました。</p> <p>なお、本方針の計画期間は、令和2年から令和22年までの概ね20年間としますが、社会情勢の変化等にも適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。</p> <p>石狩市都市整備骨格方針の位置付け</p> <div data-bbox="219 1129 907 1412"> </div>	<p>⇒</p>	<p>■1ページ</p> <div data-bbox="1310 539 1780 576"> <h3>石狩市都市整備骨格方針について</h3> </div> <p>「都市マスタープランをはじめとした、都市・緑・住宅整備に関する長期3計画の全面改定の機会を捉え、新たに、従来の土地利用に係る計画とは異なり、コンパクトな都市構造への転換を視野に入れた「立地適正化計画」を加えた4計画を同時策定することにより、統一性・整合性の図られた1本の計画と見立て、都市整備の方針となるシンプルで分かりやすい計画を目指します。</p> <p>本市では、本計画を「石狩市都市整備骨格方針」と称します。</p> <div data-bbox="1370 691 1924 798"> </div> <p>※1 旧「都市マスタープラン」 ※2 旧「水とみどりの基本計画」 ⇒今回の改正を機に名称変更</p> <p>＜ 策定の背景・目的 ＞</p> <p>本市は、昭和40年代の宅地分譲開始以降、人口が右肩上がりに増加するとともに、平成17年には厚田村・浜益村との合併により、行政区域が日市域の約6倍になるなど、これまでも増して豊富な地域資源と可能性を有する都市へと発展してまいりました。</p> <p>しかしながら、合併時に一気に人口が減少に転じ、今後その傾向が進むものと予測されておりますが、このような社会情勢の中にあっても、本市の歴史・文化や自然環境をはじめとした様々な魅力を活力に持続可能なまちづくりを推進していくため、今後の都市整備の指針となる本方針を策定することといたしました。</p> <p>なお、本方針の計画期間は、令和2年から令和22年までの概ね20年間（住生活基本計画は令和11年までの10年間）としますが、社会情勢の変化等にも適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。</p> <p>石狩市都市整備骨格方針の位置付け</p> <div data-bbox="1326 1129 2013 1412"> </div>

修正前

黒丸と白丸についての凡例の表現変更及び語句の追加

■10ページから17ページ及び30ページ

(例:10ページ)

第2章「都市計画マスタープラン」

第1節 土地利用の方針【全体図】

～各ゾーンの方針に沿った施策を推進し、自然、観光、産業と居住環境がよりよくなるまちへ～



都市機能ゾーンの個別施策は次のページへ

● 新規項目 ○ 現在の計画からの継続項目



修正後

「現在の計画」を「前計画」へ表現変更

■10ページから17ページ及び30ページ

(例:10ページ)

第2章「都市計画マスタープラン」

第1節 土地利用の方針【全体図】

～各ゾーンの方針に沿った施策を推進し、自然、観光、産業と居住環境がよりよくなるまちへ～



都市機能ゾーンの個別施策は次のページへ

● 新規項目 ○ 前計画からの継続項目 ※ 各地区の地域特性や課題に基づいた3ページのゾーン別概要を参照

拡大図

※ ● 新規項目 ○ 前計画からの継続項目

# 修正前

各地区の特性等について参照ページを記載

## ■10ページから12ページ

(例:10ページ)

第2章 一部市計画マスタープラン

### 第2章「都市計画マスタープラン」

#### ■第1節 土地利用の方針【全体図】

～各ゾーンの方針に沿った施策を推進し、自然、観光、産業と居住環境がよりよくなるまちへ～

##### ■森林環境ゾーン

- 日本海に面する観光と一次産業が地域個性を活かした魅力向上を図るゾーン
- 道の駅石狩「あいりーと東田」を拠点とした、観光振興の充実化【新規】
- 留萌市、増毛町、北恵町との連携のもと、オロロンラインを活用し、本市を含めた4市町への外国人観光客の周遊を促すインバウンドにも対応した観光ルートの創出【新規】
- 漁業を活かした観光への取り組み支援
- 地域コミュニティの創出の取り組み
- 若年層の定住の取り組み
- 合併処理浄化槽の整備の継続
- 都市間の資格をなす道路網の強化【新規】(個別対策)
- 日本海オロロンライン(国道231号)の安全性の向上(車+自転車)
- 道央道幹線道路の早期完成による観光客の誘導
- 主要道路の安全性の向上
- 交通ネットワークの確保【新規】(個別対策)
- 石狩市地域公共交通網形成計画に基づく、公共交通の利用促進策(利用者確保)の推進による現在のバス路線、デマンドバスの維持・確保
- 防災対策の強化【新規】(個別対策)
- 住民の安全性の向上



##### ■農業生産ゾーン

- 道内最大の消費地札幌に隣接する一大農業生産ゾーン
- 生産者の経営安定化や6次産業化及び札幌農産物の供給拠地の機能を維持する取り組みの支援【新規】
- グリーンツーリズム促進
- 地産地消の促進や都市と農村との交流の取り組み
- 新規就業者の育成・確保と情報提供
- 合併処理浄化槽の整備の継続
- 生産地と消費地を結ぶ道路網の強化【新規】(個別対策)
- 主要幹線道路の安全性の向上
- 石狩市地域公共交通網形成計画に基づく、公共交通空白地の移動環境の向上

都市機能ゾーンの個別施策は次のページへ

●新規項目 ○現在の計画からの継続項目

# 修正後

ゾーン別概要(43ページから53ページ)を参照することを明示

## ■10ページから12ページ

(例:10ページ)

第2章 一部市計画マスタープラン

### 第2章「都市計画マスタープラン」

#### ■第1節 土地利用の方針【全体図】

～各ゾーンの方針に沿った施策を推進し、自然、観光、産業と居住環境がよりよくなるまちへ～

##### ■森林環境ゾーン

- 日本海に面する観光と一次産業が地域個性を活かした魅力向上を図るゾーン
- 道の駅石狩「あいりーと東田」を拠点とした、観光振興の充実化【新規】
- 留萌市、増毛町、北恵町との連携のもと、オロロンラインを活用し、本市を含めた4市町への外国人観光客の周遊を促すインバウンドにも対応した観光ルートの創出【新規】
- 漁業を活かした観光への取り組み支援
- 地域コミュニティの創出の取り組み
- 若年層の定住の取り組み
- 合併処理浄化槽の整備の継続
- 都市間の資格をなす道路網の強化【新規】(個別対策)
- 日本海オロロンライン(国道231号)の安全性の向上(車+自転車)
- 道央道幹線道路の早期完成による観光客の誘導
- 主要道路の安全性の向上
- 交通ネットワークの確保【新規】(個別対策)
- 石狩市地域公共交通網形成計画に基づく、公共交通の利用促進策(利用者確保)の推進による現在のバス路線、デマンドバスの維持・確保
- 防災対策の強化【新規】(個別対策)
- 住民の安全性の向上



##### ■農業生産ゾーン

- 道内最大の消費地札幌に隣接する一大農業生産ゾーン
- 生産者の経営安定化や6次産業化及び札幌農産物の供給拠地の機能を維持する取り組みの支援【新規】
- グリーンツーリズム促進
- 地産地消の促進や都市と農村との交流の取り組み
- 新規就業者の育成・確保と情報提供
- 合併処理浄化槽の整備の継続
- 生産地と消費地を結ぶ道路網の強化【新規】(個別対策)
- 主要幹線道路の安全性の向上
- 石狩市地域公共交通網形成計画に基づく、公共交通空白地の移動環境の向上

都市機能ゾーンの個別施策は次のページへ

●新規項目 ○現在の計画からの継続項目

拡大図

※各地区の地域特性や課題については、43ページから53ページのゾーン別概要を参照



修正前		修正後
<p>立地適正化計画で定める「居住誘導区域」に含めないエリアの根拠条項を明示及び引用ページの修正</p> <p>■21ページ</p> <p><b>■居住誘導区域の設定</b></p> <p>居住誘導区域の設定の考え方は次のとおりとします。</p> <p>◆区域を設定するエリア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口密度に着目し、D I D※の基準となる4,000人/km<sup>2</sup>以上の数値を基本値と定め、現在及び将来の人口密度が基本値以上もしくは近似しているエリア及びそれらのエリアに囲まれたエリア</li> <li>・生活サービス機能が充実したエリア</li> </ul> <p>※「D I D」：人口集中地区のこと。国勢調査の結果をもとに設定され、人口密度4,000人/km<sup>2</sup>以上の基本単位区が互いに隣接し、それら隣接した地域を合わせた人口が5,000人以上を有する地域を人口集中地区（D I D）といいます。</p> <p>◆区域に含めないエリア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等により居住誘導区域に含めてはならないエリア（市街化調整区域）</li> <li>・津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域など、災害の恐れ※のあるエリア</li> </ul> <p>※洪水浸水想定区域については、防災対策を講じているとの考えから、区域に含めないエリアからは除外しています。</p> <p>⇒ 上記の判断基準を踏まえ、次ページのとおり居住誘導区域を設定</p> <p>■居住誘導区域の設定にあたり、人口密度や生活サービス機能施設の解析については、「資料・分析データ編」内（93ページ、110ページ）に掲載しています。</p>	⇒	<p>21ページの「居住誘導区域の設定」の中にある、「区域に含めないエリア」に追記及びデータを掲載しているページ案内の修正</p> <p>■21ページ</p> <p><b>■居住誘導区域の設定</b></p> <p>居住誘導区域の設定の考え方は次のとおりとします。</p> <p>◆区域を設定するエリア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口密度に着目し、D I D※の基準となる4,000人/km<sup>2</sup>以上の数値を基本値と定め、現在及び将来の人口密度が基本値以上もしくは近似しているエリア及びそれらのエリアに囲まれたエリア</li> <li>・生活サービス機能が充実したエリア</li> </ul> <p>◆区域に含めないエリア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等により居住誘導区域に含めてはならない※<sup>1</sup>エリア（市街化調整区域）</li> <li>・津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域など、災害の恐れ※<sup>2</sup>のあるエリア</li> </ul> <p>※<sup>1</sup> 都市再生特別措置法第81条第14項で規定されています。  ※<sup>2</sup> 洪水浸水想定区域については、防災対策を講じているとの考えから、区域に含めないエリアからは除外しています。</p> <p>⇒ 上記の判断基準を踏まえ、次ページのとおり居住誘導区域を設定</p> <p>■居住誘導区域の設定にあたり、人口密度や生活サービス機能施設の解析については、「資料・分析データ編」内（95ページ、112ページ）に掲載しています。</p>

## 修正前

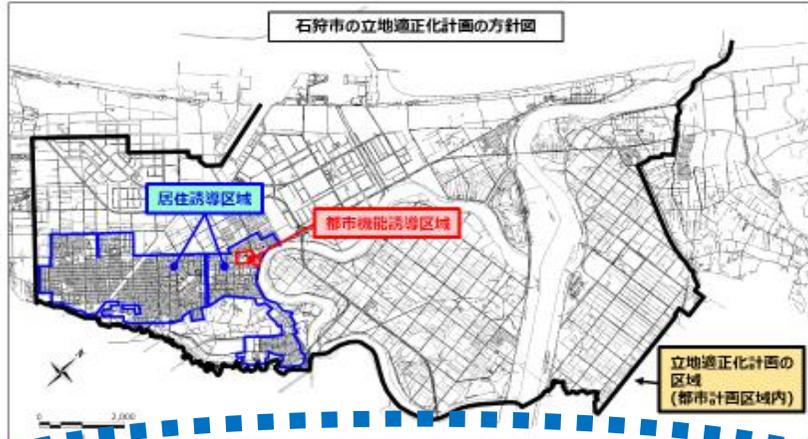
立地適正化計画の計画期間と見直しに関する記載事項のページ移動による修正

■22ページ

第3章 -立地適正化計画-

### 立地適正化計画の区域の設定

立地適正化計画の区域は都市計画区域内とし、下図のとおり2種類の誘導区域を設定します。



立地適正化計画の計画期間は概ね20年間(令和2年～22年)とし、概ね5年ごとを目安に都市の現況を精査の上、計画見直しの必要性について検討します。

### 居住誘導区域の設定

居住誘導区域は、下図の青枠内とします。



※市街地において、一部洪水浸水想定区域(95ページ参照)となっておりますが、地域防災計画に基づき、地区防災ガイドの全戸配布など、防災に対する意識の啓発活動に取り組んでおり、今後も引き続き防災対策を講じていくことから、立地適正化計画における居住誘導区域に含めます。

## 修正後

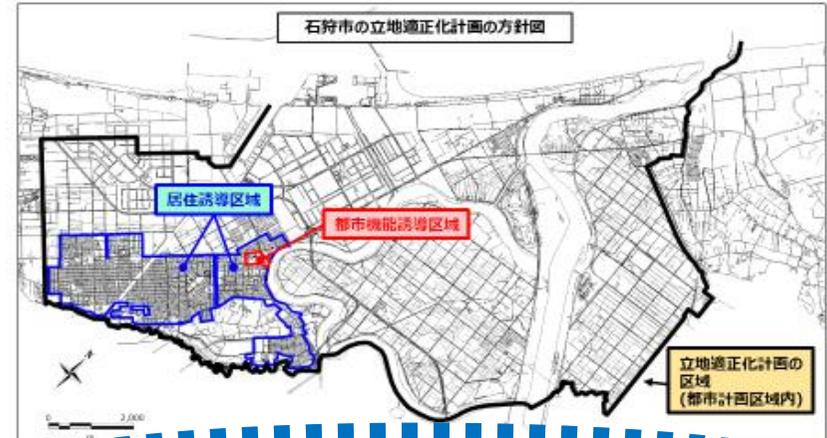
26ページ下段に移動させたため、22ページは削除

■22ページ

第3章 -立地適正化計画-

### 立地適正化計画の区域の設定

立地適正化計画の区域は都市計画区域内とし、下図のとおり2種類の誘導区域を設定します。



### 居住誘導区域の設定

居住誘導区域は、図の青枠内とします。



※市街地において、一部洪水浸水想定区域(97ページ参照)となっておりますが、地域防災計画に基づき、地区防災ガイドの全戸配布など、防災に対する意識の啓発活動に取り組んでおり、今後も引き続き防災対策を講じていくことから、立地適正化計画における居住誘導区域に含めます。

削除  
26ページに移動

## 修正前

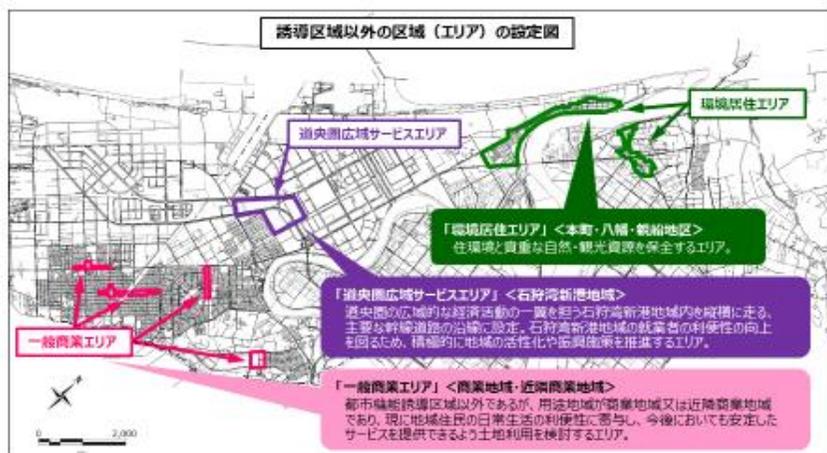
任意エリアの文言修正

### ■24ページ

第3章 立地適正化計画

#### 立地適正化計画の誘導区域以外の区域（エリア）の設定

都市計画区域内において、都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域、居住誘導区域を設定するほか、地域の特性に合わせた市独自の施策を展開していくため、下図のとおり任意の区域（エリア）を設定します。



## 修正後

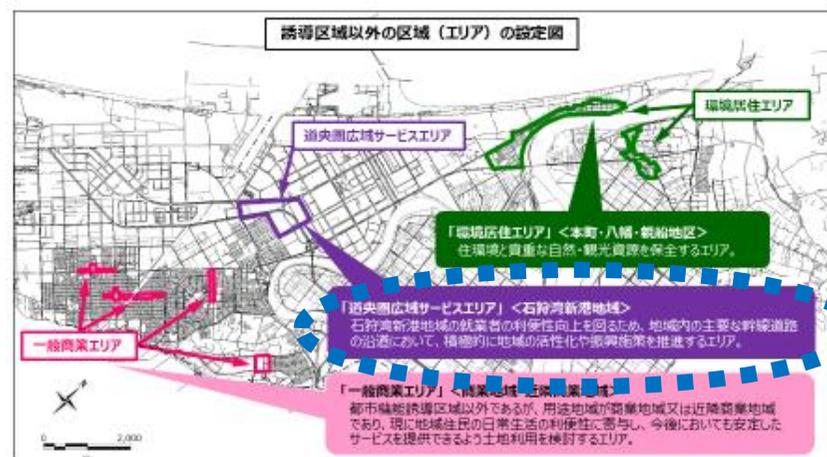
道央圏広域サービスエリアの文言精査による修正

### ■24ページ

第3章 立地適正化計画

#### 立地適正化計画の誘導区域以外の区域（エリア）の設定

都市計画区域内において、都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域、居住誘導区域を設定するほか、地域の特性に合わせた市独自の施策を展開していくため、下図のとおり任意の区域（エリア）を設定します。



修正前

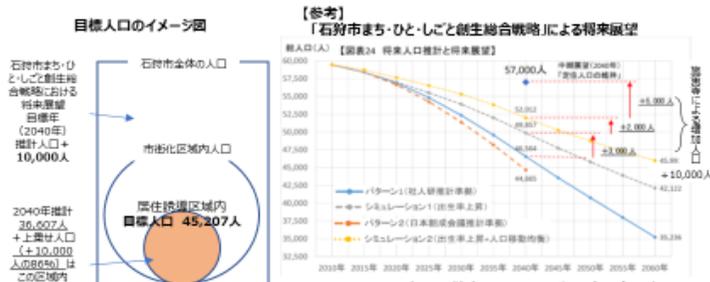
表現を分かりやすくするため、これまで本編1ページに記載していた事項を、本編と資料編の2ページに分けた構成に変更及び立地適正化計画の計画期間と見直しに関する記載事項の挿入

■26ページ

成果目標について

評価指標	目標値 (中間年) 2030年	目標値 (目標年) 2040年
①居住誘導区域内人口の維持 石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略において想定する「施策効果により増加が期待される人口」をもとに、2040年の見直しを、社人研の推計値に概ね1万人上乗せする人口を目標人口とします。 【イメージ図(下図)参照】 施策等による増加人口(目標年で10,000人)のうち、86%は居住誘導区域内であるものと設定 (基本年H27:49,289(居住誘導区域) ※1) / 57,436(全市) ×86%) ●各推計人口:87ページ参照	居住誘導区域内の目標人口 <b>46,964人</b>  2030年の居住誘導区域内将来推計人口 + (目標年増加人口) × (居住誘導区域内人口割合86%) = 42,664 (※1) + (5,000 × 86%)	居住誘導区域内の目標人口 <b>45,207人</b>  2040年の居住誘導区域内将来推計人口 + (目標増加人口) × (居住誘導区域内人口割合86%) = 36,607 (※1) + (10,000 × 86%)
②公共交通の利用者の増 石狩市地域公共交通網形成計画の目標値を将来も維持。 なお、将来の人口減少を考慮すると実質利用割合は増 【石狩市地域公共交通網形成計画:計画策定現状値 7,850(千人) 2023年目標値 8,000(千人)】	<b>8,000(千人/年)</b>	<b>8,000(千人/年)</b>
③都市機能誘導区域内誘導施設の増 行政施設・商業施設	新たな立地施設 <b>1施設</b>	新たな立地施設 <b>2施設</b>

※1 88ページの各年における、「穂川」、「花川南」、「花川北」、「花群」、「花川東」、「穂売台」の人口の合計



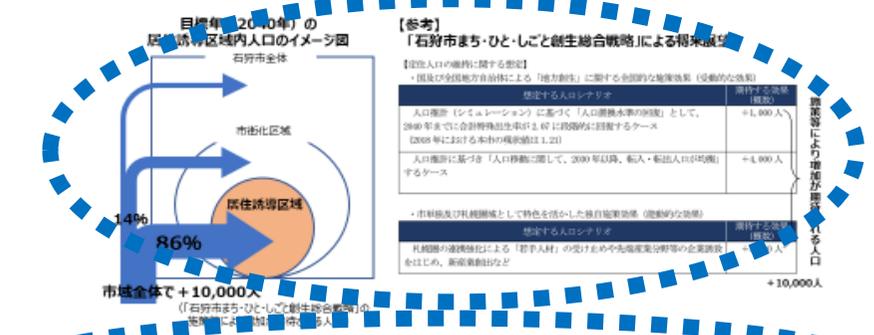
修正後

本編には数値目標とイメージ図を、資料編に数値の根拠を示す構成とする変更、イメージ図及び「石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のグラフの変更及び立地適正化計画の計画期間と見直しに関する記載事項を22ページから本ページへ移動

■26ページ

成果目標について

	目標値 (中間年) 2030年	目標値 (目標年) 2040年
①居住誘導区域内人口の維持 居住誘導区域内の目標人口 =「目標年の居住誘導区域内人口推計値」+「居住誘導区域内で増加が期待される人口」  ここで、「目標年の居住誘導区域内人口推計値」 ⇒国立社会保障・人口問題研究所の人口推計値 「居住誘導区域内で増加が期待される人口」 ⇒石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略における施策効果により増加が期待される人口の合計×86% 【イメージ図(下図)参照】 ●居住誘導区域内人口推計値、86%の根拠及び居住誘導区域内の目標人口の計算、97ページ参照	居住誘導区域内の目標人口 <b>46,964人</b>	居住誘導区域内の目標人口 <b>45,207人</b>
②公共交通の利用者の増 石狩市地域公共交通網形成計画の目標値を将来も維持。 なお、将来の人口減少を考慮すると実質利用割合は増 【石狩市地域公共交通網形成計画:計画策定現状値 7,850(千人) 2023年目標値 8,000(千人)】	<b>8,000(千人/年)</b>	<b>8,000(千人/年)</b>
③都市機能誘導区域内誘導施設の増 行政施設・商業施設	新たな立地施設 <b>1施設</b>	新たな立地施設 <b>2施設</b>



立地適正化計画の計画期間は概ね20年間(令和2年～22年)とし、概ね5年ごとを目安に都市の現況を精査の上、計画見直しの必要性について検討します。

修正前

26ページの補足説明資料として新たに追加

■なし

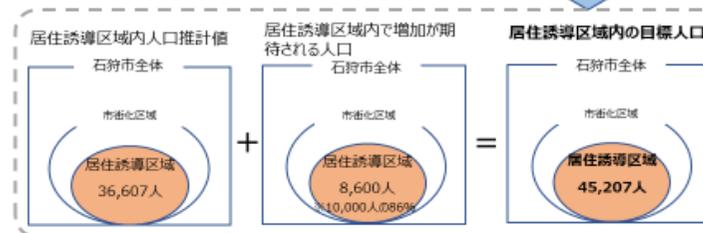
修正後

■55ページ

立地適正化計画の成果目標（26ページ） ①居住誘導区域内人口の維持について（補足）

評価指標の補足	目標値 (中間年) 2030年	目標値 (目標年) 2040年
1) 居住誘導区域内人口（推計値） ・各年における「楯川」、「花川南」、「花川北」、「花畔」、 「花川東」、「緑苑台」の人口の合計 (90ページ参照)	左記1)の推計値は、 90ページより、  「楯川5,309」 +「花川南21,212」 +「花川北9,008」 +「花畔3,413」 +「花川東934」 +「緑苑台2,788」 = <b>42,664人</b>	左記1)の推計値は、 90ページより、  「楯川5,029」 +「花川南18,039」 +「花川北7,010」 +「花畔3,062」 +「花川東862」 +「緑苑台2,605」 = <b>36,607人</b>
2) 86%の相対 = $\frac{\text{H27における居住誘導区域内人口}}{\text{H27における全市域の人口}}$  = $\frac{49,289}{57,436} \approx 86\%$		
3) 居住誘導区域内の目標人口推計値の算出  【26ページの算出式】 <b>居住誘導区域内の目標人口</b> = 「目標年の居住誘導区域内人口推計値」+ 「居住誘導区域内で増加が期待される人口」  ここで、 「目標年の居住誘導区域内人口推計値」 → 国立社会保障・人口問題研究所の人口推計値 「居住誘導区域内で増加が期待される人口」 → 石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略における施策効果により増加が期待される人口の合計×86%	「居住誘導区域内人口推計値」 上記1)より = 42,664人  「居住誘導区域内で増加が期待される人口」 中間年なので増加が期待される人口を半数の5,000人と設定 その86%が居住誘導区域内で増加 5,000人×86% = 4,300人  <b>居住誘導区域内の目標人口</b> = 42,664+4,300 = <b>46,964人</b>	「居住誘導区域内人口推計値」 上記1)より = 36,607人  「居住誘導区域内で増加が期待される人口」 増加が期待される人口10,000人の86%が居住誘導区域内で増加 10,000人×86% = 8,600人  <b>居住誘導区域内の目標人口</b> = 36,607+8,600 = <b>45,207人</b>

2040年の目標人口は・・・



修正後55ページの追加により、以降ページの変更

56ページ以降ページ繰り下げ

修正前

施設のコンセプトについて、当初から変更となったことに伴い、連動して記述を変更

■59ページ

■都市公園のリニューアル・多面的な利用について

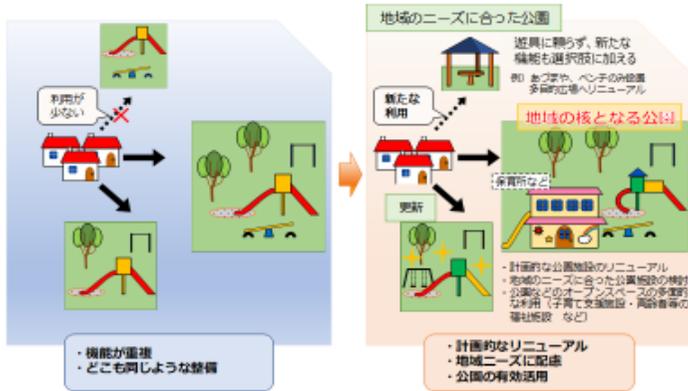
都市公園（既存ストック）の有効活用の考え方

公園利用者の安全性の確保及び公園施設のライフサイクルコスト削減の観点から進める、老朽化した公園施設の修繕や計画的な改築については、子育て支援や高齢者社会への対応を視野に入れ、地域のニーズを踏まえた上で執り進めます。

【方向性】

- ・地域のニーズにあった公園施設のリニューアルによる都市公園の魅力向上
- ・市街地の公園、緑地などのオープンスペースの多面的な利用（子育て支援施設・高齢者等の福祉施設 など）
- ・計画的なリニューアルによる安全性の確保、維持管理の効率化

都市公園の有効活用のイメージ図



都市公園の有効活用の具体例

【石狩ふれあいの杜公園】

石狩ふれあいの杜公園については、待機児童対策や公共施設の適正配置に加え、防犯面での抑止効果など地域課題の解消を図るため、子ども・子育て支援機能を複合する全天候型公園施設の整備を検討します。

修正後

表現を当該施設の基本計画書に合わせた表現に変更

■60ページ

■都市公園のリニューアル・多面的な利用について

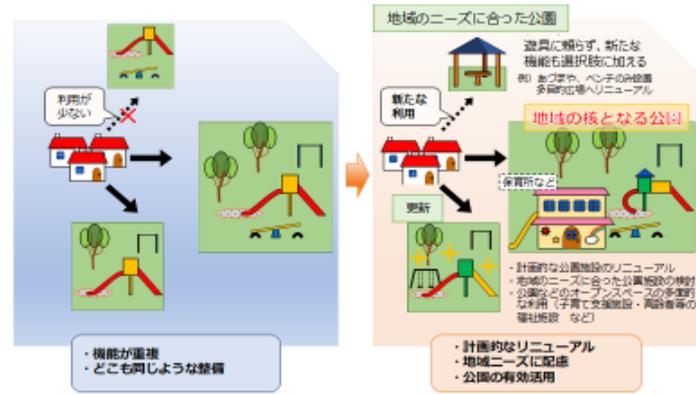
都市公園（既存ストック）の有効活用の考え方

公園利用者の安全性の確保及び公園施設のライフサイクルコスト削減の観点から進める、老朽化した公園施設の修繕や計画的な改築については、子育て支援や高齢者社会への対応を視野に入れ、地域のニーズを踏まえた上で執り進めます。

【方向性】

- ・地域のニーズにあった公園施設のリニューアルによる都市公園の魅力向上
- ・市街地の公園、緑地などのオープンスペースの多面的な利用（子育て支援施設・高齢者等の福祉施設 など）
- ・計画的なリニューアルによる安全性の確保、維持管理の効率化

都市公園の有効活用のイメージ図



都市公園の有効活用の具体例

石狩ふれあいの杜公園  
石狩ふれあいの杜公園内に、待機児童対策や公共施設の適正配置に加え、防犯面での抑止効果など地域課題の解消を図るため、子ども・子育て支援機能を複合する全天候型公園施設の整備を検討します。

修正前

語句の追記及び記載していた数値の修正

■70ページ

下の表

表 石狩市の年齢3区分別人口 (単位：人、%)

年度	0~14歳	15~64歳	65歳以上	合計
1990年	11,550	35,822	5,763	53,135
	21.7%	67.4%	10.8%	100.0%
1995年	10,117	39,774	7,813	57,704
	17.5%	68.9%	13.5%	100.0%
2000年	8,688	40,934	9,701	59,323
	14.6%	69.0%	16.4%	100.0%
2005年	8,284	40,225	11,591	60,100
	13.8%	66.9%	19.3%	100.0%
2010年	8,063	37,624	13,761	59,448
	13.6%	63.3%	23.1%	100.0%
2015年	7,415	32,768	17,253	57,436
	12.9%	57.1%	30.0%	100.0%
2020年	6,520	29,147	19,399	55,066
	11.8%	52.9%	35.2%	100.0%
2025年	5,637	26,913	19,589	52,139
	10.8%	51.6%	37.6%	100.0%
2030年	4,931	24,531	19,323	48,785
	10.1%	50.3%	39.6%	100.0%
2035年	4,231	22,056	18,903	45,190
	9.4%	48.8%	41.8%	100.0%
2040年	3,699	18,790	18,895	41,384
	8.9%	45.4%	45.7%	100.0%



修正後

表の数値は年齢「不詳」を除いていることの明示と数値の修正

■72ページ

下の表

表 石狩市の年齢3区分別人口 (不詳を除く) (単位：人、%)

年度	0~14歳	15~64歳	65歳以上	合計
1990年	11,550	35,822	5,763	53,135
	21.7%	67.4%	10.8%	100.0%
1995年	10,117	39,774	7,813	57,704
	17.5%	68.9%	13.5%	100.0%
2000年	8,688	40,934	9,701	59,323
	14.6%	69.0%	16.4%	100.0%
2005年	8,284	40,225	11,591	60,100
	13.8%	66.9%	19.3%	100.0%
2010年	8,063	37,624	13,761	59,448
	13.6%	63.3%	23.1%	100.0%
2015年	7,415	32,732	17,229	57,376
	12.9%	57.0%	30.0%	100.0%
2020年	6,520	29,147	19,399	55,066
	11.8%	52.9%	35.2%	100.0%
2025年	5,637	26,913	19,589	52,139
	10.8%	51.6%	37.6%	100.0%
2030年	4,931	24,531	19,323	48,785
	10.1%	50.3%	39.6%	100.0%
2035年	4,231	22,056	18,903	45,190
	9.4%	48.8%	41.8%	100.0%
2040年	3,699	18,790	18,895	41,384
	8.9%	45.4%	45.7%	100.0%

## 修正前

用語の定義を追記して説明を補足

■72ページ

石狩市都市整備骨格方針 -資料・分析データ編-

### (8) 世帯 ① 世帯数

石狩市の世帯数は、「旧石狩市」の世帯数が増加し、市全体として微増となっています。

石狩市全体の世帯数は、平成2年に16,205世帯でしたが、増加傾向にあり、平成27年には22,632世帯となっています。

「旧石狩市」の世帯数は、平成2年に14,126世帯でしたが、平成27年には21,096世帯と増加傾向が続いています。「厚田区」「浜益区」については、ともに平成12年まで世帯数は増加していますが、それ以降は減少傾向にあります。

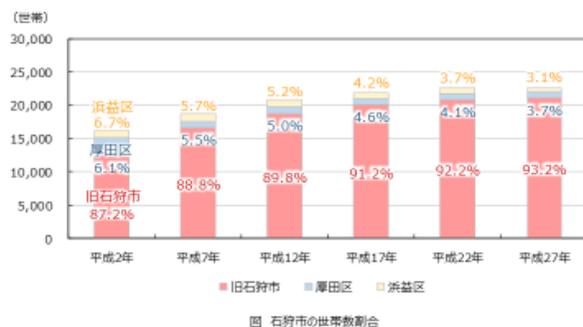


表 石狩市の世帯 (単位: 世帯)

年度	旧石狩市	厚田区	浜益区	石狩市全体
平成2年	14,126	995	1,084	16,205
平成7年	16,549	1,027	1,066	18,642
平成12年	18,688	1,032	1,091	20,811
平成17年	20,004	1,006	915	21,925
平成22年	20,851	918	834	22,603
平成27年	21,096	839	697	22,632

(資料: 各年国勢調査)

72

## 修正後

用語の定義を盛り込み、世帯について補足説明

■74ページ

石狩市都市整備骨格方針 -資料・分析データ編-

### (8) 世帯 ① 世帯数

石狩市の世帯数（一般世帯と施設等の世帯（※）の合計）は、「旧石狩市」の世帯数が増加し、市全体として微増となっています。

石狩市全体の世帯数は、平成2年に16,205世帯でしたが、増加傾向にあり、平成27年には22,632世帯となっています。

「旧石狩市」の世帯数は、平成2年に14,126世帯でしたが、平成27年には21,096世帯と増加傾向が続いています。「厚田区」「浜益区」については、ともに平成12年まで世帯数は増加していますが、それ以降は減少傾向にあります。

※施設等の世帯: 「養老・看護施設の学生・生徒」、「病院・療養所の入居者」、「社会施設の入居者」、「日没障害者施設入居者」、「矯正施設の入居者」、「定まった住居を持たない単身者や路上に生活の本拠を有しない船舶乗組員など」を指す

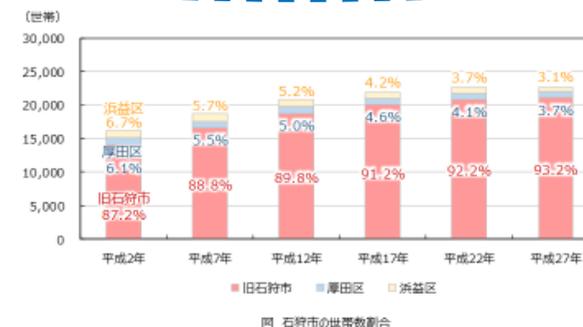


表 石狩市の世帯 (単位: 世帯)

年度	旧石狩市	厚田区	浜益区	石狩市全体
平成2年	14,126	995	1,084	16,205
平成7年	16,549	1,027	1,066	18,642
平成12年	18,688	1,032	1,091	20,811
平成17年	20,004	1,006	915	21,925
平成22年	20,851	918	834	22,603
平成27年	21,096	839	697	22,632

(資料: 各年国勢調査)

74

## 修正前

本文中に記載していた数値の誤記の修正

■79ページ

石狩市都市整備資格方針 -資料・分析データ編-

### ④流入人口、流出人口

市外から石狩市へ通勤・通学する「流入人口」は、合計31,132人で、市区町村別みると札幌市北区(6,280人)、札幌市手稲区(3,013人)、札幌市東区(1,970人)の順に多くなっています。札幌市以外では小樽市(622人)、江別市(380人)、当別町(367人)が多くなっています。

石狩市から市外へ通勤・通学する「流出人口」は、合計25,474人で、通勤・通学先を市区町村別みると札幌市北区(3,548人)、札幌市中央区(2,697人)、札幌市東区(1,589人)の順に多くなっています。札幌市以外では小樽市(627人)、江別市(167人)、当別町(123人)が多くなっています。

これらを比べると、流入人口は流出人口を3,045人上回っています。

流入人口（他市区町村→石狩市）

常驻地	人数
札幌市	14,628
中央区	423
北区	6,280
東区	1,970
西区	1,467
手稲区	3,013
その他の区	1,475
小樽市	622
当別町	367
江別市	380
北広島市	84
恵庭市	43
千歳市	28
岩見沢市	78
その他	274
合計	16,504

資料：国勢調査 平成27年

流出人口（石狩市→他市区町村）

従業地	人数
札幌市	12,015
中央区	2,697
北区	3,548
東区	1,589
西区	1,309
手稲区	1,315
その他の区	1,552
小樽市	622
当別町	123
江別市	167
北広島市	68
恵庭市	48
千歳市	33
岩見沢市	39
その他	339
合計	13,459

資料：国勢調査 平成27年



流入人口、流出人口

81

## 修正後

■81ページ

石狩市都市整備資格方針 -資料・分析データ編-

### ④流入人口、流出人口

市外から石狩市へ通勤・通学する「流入人口」は、合計16,504人で、市区町村別みると札幌市北区(6,280人)、札幌市手稲区(3,013人)、札幌市東区(1,970人)の順に多くなっています。札幌市以外では小樽市(622人)、江別市(380人)、当別町(367人)が多くなっています。

石狩市から市外へ通勤・通学する「流出人口」は、合計13,459人で、通勤・通学先を市区町村別みると札幌市北区(3,548人)、札幌市中央区(2,697人)、札幌市東区(1,589人)の順に多くなっています。札幌市以外では小樽市(627人)、江別市(167人)、当別町(123人)が多くなっています。

これらを比べると、流入人口は流出人口を3,045人上回っています。

流入人口（他市区町村→石狩市）

常驻地	人数
札幌市	14,628
中央区	423
北区	6,280
東区	1,970
西区	1,467
手稲区	3,013
その他の区	1,475
小樽市	622
当別町	367
江別市	380
北広島市	84
恵庭市	43
千歳市	28
岩見沢市	78
その他	274
合計	16,504

資料：国勢調査 平成27年

流出人口（石狩市→他市区町村）

従業地	人数
札幌市	12,015
中央区	2,697
北区	3,548
東区	1,589
西区	1,309
手稲区	1,315
その他の区	1,552
小樽市	622
当別町	123
江別市	167
北広島市	68
恵庭市	48
千歳市	33
岩見沢市	39
その他	339
合計	13,459

資料：国勢調査 平成27年



流入人口、流出人口

81

修正前

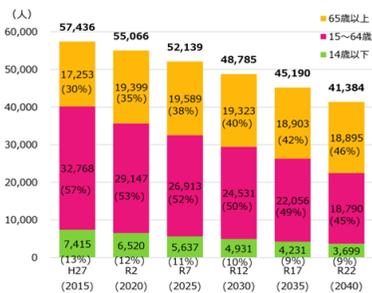
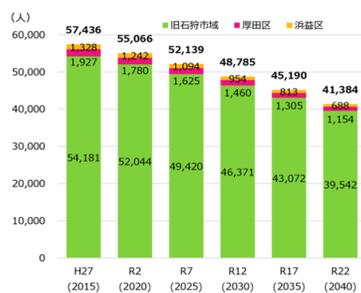
数値の補足説明の追記

■87ページ

6. 将来人口【H27(2015)国調ベース】①

将来人口

	H27 2015	R2 2020	R7 2025	R12 2030	R17 2035	R22 2040
人口	57,436	55,066	52,139	48,785	45,190	41,384



資料：平成27(2015)年国勢調査  
国立社会保険・人口問題研究所  
「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」 16

修正後

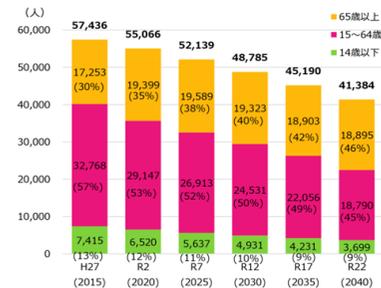
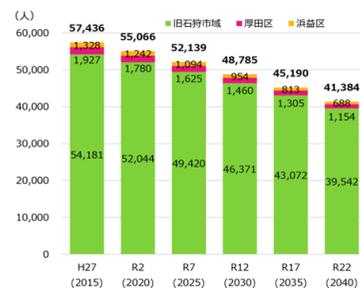
H27年のみ、案分していることを明示するための語句の追記

■89ページ

6. 将来人口【H27(2015)国調ベース】①

将来人口

	H27 2015	R2 2020	R7 2025	R12 2030	R17 2035	R22 2040
人口	57,436	55,066	52,139	48,785	45,190	41,384



資料：平成27(2015)年国勢調査  
国研会・国研  
「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」 16  
※H27の「年齢不詳」については、便宜上「15~64歳」と「65歳以上」に案分して計上

